

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2024 国家総合職の法律系科目対策講座 憲法 択一式過去問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所		更新日
114	問28 肢エ	<p>※解説の内容につきまして、下記のものへ差替えをお願いいたします。</p> <p>エ × 「建築制限を受けてない土地」として評価算定を行います 土地収用法における損失の補償について、判例は、「完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」としている（最判昭48.10.18）。また、「土地収用における損失補償の趣旨からすれば、被収用者に対し土地収用法……によつて補償すべき相当な価格とは、被収用地が、……建築制限を受けていないとすれば、裁決時において有するであろうと認められる価格をいうと解すべきである」としており、本肢のように「建築制限を受けた土地として当該土地を評価算定すれば足りる」とはしていない（同判例）。</p>	24/3/8

以 上